

7月は「社会を明るくする運動」 強調月間です

「社会を明るくする運動」は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国的な運動です。

〈照会先〉 福祉政策課 ☎ 23-9349

気軽に相談を

犯罪や非行予防、更生保護に関する相談を保護司が行っています。秘密は必ず守られますので、気軽に相談ください。（来訪の際は、事前に連絡してください。）

相談員の皆さん		— 敬称略 —	
氏 名	住 所	電 話	
宮 本 純	下 有 知	22-3642	
伊 佐 地 金 嗣	鋳物師屋	22-3485	
足 立 勝	小 瀬	22-2644	
塚 原 孝 子	仲 町	22-8642	
市 村 博 之	清 蔵 寺	22-3241	
小 川 信 夫	小 迫 間	22-2193	
木 戸 道 子	中福野町	24-1618	
森 學	新 田	22-3627	
酒 井 啓 道	上 之 保	47-2638	
亀 山 静 子	東 仙 房	23-0399	
長 屋 長 久	板 取	0581-57-6733	
紀 藤 昌 行	東日吉町	22-0858	
大 野 恭 三	小 野	29-0532	
亀 山 良 平	小 屋 名	28-3257	
國 光 正 宏	下 之 保	49-2048	
平 田 良 雄	西 田 原	24-5443	
長 尾 嘉 市	富 之 保	49-2911	
早 川 弘 昭	鋳物師屋	22-6044	
平 田 公 二	小 瀬	23-0449	
安 田 好 良	常 盤 町	22-0992	
森 とき 枝	下 白 金	28-4164	
武 藤 孝 恵	武 芸 川	46-2138	
吉 田 正 道	武 芸 川	46-3263	
清 水 善 光	吉 田 町	22-0563	
清 水 宗 夫	十 軒 町	22-3617	
河 村 登 志 子	旭 ヶ 丘	22-8282	
小 澤 咲 枝	上 白 金	28-2634	
水 口 勲	豊 岡 町	23-2018	
尾 口 文 良	下 有 知	22-3718	
日 野 安 晃	朝 倉 町	22-6017	
新 海 正 美	春 日 町	22-9572	



運動の始まり

戦後間もないころ、貧困を原因の一つとする子どもたちの非行が、大きな社会問題になっていました。昭和24年7月、東京・銀座商店街の延べ2000人もの人々が立ち上がり、「不幸な子ども達を救いませう」の看板を掲げ、犯罪予防と少年保護を訴える「銀座フェア」を開催。この市民運動がきっかけとなり、「社会を明るくする運動」が始まりました。

地域社会で子どもたちを守る

ここ数年、少年による凶悪重大な事

地域社会が更生を助ける

犯罪を犯した人や非行に陥った少年もいずれば地域に戻り、地域の一員として生活していくことになります。更

件が相次ぎ、また、いじめ、不登校、ひきこもりなどのさまざまな問題が起こっています。一方、子どもたちが犯罪や児童虐待など、悲しい事件の被害者となってしまう、何ともやりきれない事件が起こっているのも実情です。次代を担う子どもたちを非行や犯罪から守るためには、地域社会が一体となって、社会環境の浄化に取り組むことが大切です。

「いきいき」した 明るい地域社会を

「いきいき」と心豊かに暮らせることは、だれもが持つ共通の願いのほずです。人と人、心と心が触れ合うことのできる地域社会づくりが大切です。

生と社会復帰を図るためには、本人の強い意志とともに、家庭や職場、学校、地域の方々の理解と協力が不可欠となります。この理解と協力は、犯罪や非行の原因、背景に対する認識を深め、防止にもつながるはずです。